

令和4年1月1日より

建築物の定期調査報告における 調査項目に**警報設備** が追加されました。



平成30年の建築基準法第27条の改正により、3階建て・延べ面積200㎡未満の就寝系の用途にあっては、警報設備を設置することで主要構造部を耐火構造等とすることが不要とされました。このこと等により設置が求められる警報設備について、建築基準法に基づく定期調査報告の対象となりました。

<対象の警報設備>

建築基準法に基づき設置された自動火災報知設備及び特定小規模施設用自動火災報知設備（詳細は裏面の別表参照）

※ 消防法の規定のみにより設置されたものは対象外

<追加された調査項目>

※ 調査結果表 4 建築物の内部 (36)(37)警報設備

(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準
警報設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。ただし、6月以内に実施した消防法第17条の3の3の規定に基づく点検（以下「消防法に基づく点検」という。）の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	令第110条の5の規定に適合しないこと。
警報設備の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。ただし、6月以内に実施した消防法に基づく点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	警報設備に著しい腐食、変形、損傷等があること。

[改正告示]

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件の一部を改正する件（令和3年国土交通省告示第126号）

札幌市都市局建築指導部建築安全推進課
TEL：011-211-2867

<別表：建築基準法に基づき警報設備が設置される場合とその調査対象>

	建築物の種類	警報設備を設置する場合	調査対象となる警報設備
ア	階数が3及び延べ面積200㎡未満で、3階が就寝系用途（病院、ホテル等）	法第27条第1項では、 建築物の主要構造部を耐火構造等とすることを要求 しており、その代替措置として警報設備を設置	当該建築物全て
イ	無窓居室を有する建築物	令第111条第1項では、 無窓居室を区画する主要構造部を耐火構造等とすることを要求 しており、その代替措置の一条件として自動火災報知設備を設置	無窓居室にある警報設備及び当該建築物にある受信機
ウ	延べ面積が500㎡を超える準耐火建築物	令第112条第4項では、 防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とすることを要求 しており、その代替措置の一条件として自動火災報知設備を設置	防火上主要な間仕切壁が準耐火構造となっていない（緩和されている）部分の警報設備及び当該建築物にある受信機
エ	学校、病院、有床診療所、児童福祉施設等、ホテル、旅館、下宿、寄宿舍、マーケット	令第114条第2項では、 防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とすることを要求 しており、その代替措置の一条件として自動火災報知設備を設置	防火上主要な間仕切壁が準耐火構造となっていない（緩和されている）部分の警報設備及び当該建築物にある受信機
オ	法第27条第1項各号、第2項各号、第3項各号のいずれかに該当する部分がある建築物	令第112条第18項では、1時間準耐火構造の壁・床又は特定防火設備で 異種用途区画することを要求 しており、その代替措置の一条件として自動火災報知設備を設置	異種用途区画が成立していない（緩和されている）部分の警報設備及び当該建築物にある受信機
カ	延べ面積500㎡以下で令第128条の4第1項第一号に掲げる特殊建築物	令第128条の4第1項第一号に掲げる 特殊建築物の居室には内装制限を要求 しており、その代替措置の一条件として自動火災報知設備を設置	内装制限が緩和されている部分の警報設備及び当該建築物にある受信機
キ	法第27条第1項にもとづき主要構造部を火災時倒壊防止構造とする建築物	令和元年国交告第193号第一第一号にもとづき、自動火災報知設備の設置が要件の一つ	当該建築物全て
ク	法第27条第1項にもとづき主要構造部を避難時倒壊防止構造とする建築物	令和元年国交告第255号第一第一号にもとづき、自動火災報知設備の設置が要件の一つ	当該建築物全て

例：木造（耐火構造等ではない）で階数が3および延べ面積が180㎡で3階部分がホテル等の就寝系用途の場合、当該建築物に設置されている全ての警報設備が調査の対象となる